

居宅介護支援及び介護予防支援における重要事項の説明

1、事業所の概要

事業所名	医療法人 徳洲会 大和徳洲会 介護センター	
所在地	神奈川県大和市中央1丁目1-15(たつみビル2階)	
事業所指定番号	大和市 1473000030	併設(大和徳洲会訪問看護ステーション)
管理者・連絡先	戸村 千恵 (事務所) 046-262-7555	
サービス提供地域	*大和市 *横浜市(瀬谷区)*綾瀬市(蓼川・大上)	

2、事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行う。	1名(兼任)
介護支援専門員	要介護者は月1、要支援者3ヶ月1回以上、利用者宅に訪問、利用者等と面接し課題を分析、サービス事業者から専門的意見を聴取、医療や事業所間の情報を連携させ支援計画(プラン・利用票)を作成し交付。サービス実施状況把握し給付管理する。必要時は医師等の診察に同席、計画書交付し情報伝達する。	3名以上 (常勤兼務1名・常勤専従3名)

3、業務日及び業務時間

事務所	特定事業所加算(Ⅲ→Ⅱ)
月曜日～土曜日 午前9時～午後5時まで ただし、日曜日・祝日及び12月31日から1月3日までを除きます。	24時間緊急連絡体制 必要に応じ指定居宅介護支援や指定介護予防支援を実施 連絡先：080-9087-3235

4、運営法人の概要

名称	医療法人 徳洲会
代表者名	理事長 東上 震
法人本部所在地	大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号

5、サービス内容

- (1) 支援計画の作成 (2) 複数の事業者の紹介と連絡調整 (3) 個別サービス計画の提出依頼と実施状況の把握 (4) 市町村への連絡調整など (5) 介護保険施設(情報)その他便宜の供与

6、事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故発生時は、速やかに市町村や利用者の家族等に連絡を行ない必要な措置や再発防止を講じ、事故状況や事故の際とった措置については記録(5年間保存)に残します。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

7、サービス利用料金及び利用者負担

- (1) サービス提供については、利用料は法定代理受領サービスの場合、利用者の負担はありません。(介護保険料の滞納等により給付を受領出来ない場合があります)
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、事前に文書で説明し同意を得て、その旅費(実費)の負担の支払いをお願いすることがあります。
- (3) 利用者は、このサービスにかかる訪問調査、支援計画の作成等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については必要ありません。

8、当事業所における運営方針

- (1) 支援計画の作成にあたっては利用者の意志を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことが出来ることを目標とします。
- (2) 常に利用者の立場に立ち、特定の種類又は特定の事業所に不当に偏らず、医療・障がい・福祉・介護のサービスを総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立に紹介します。また、利用者は複数の事業所の紹介を求めることやケアプランに位置付けた選定理由の説明を求めることができます。【別紙参照】
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域包括、保健、医療、福祉、民間、ボランティア団体等と綿密な連携を円り包括的な生活支援サービス提供に努め、要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化を防止し、適切なサービス利用に調整します。困難事例紹介を受け、多種多様な研修や地域ケア会議に参加します。
- (4) 職員に健診や感染まん延予防を行います。また、感染症や災害の発生時の業務継続計画を策定し周知、研修や訓練、見直しを行い、他法人との事例検討や介護支援専門員実習、看護学生の受入に協力体制を確保します。

9、秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、職務規定等を順守し適切な安全管理措置を講じます。また、支援計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得ます。

尚、入院時には医療機関に当事業所名及び担当介護支援専門員名の提供をお願い致します

10、サービスの質向上への取り組み(高齢者虐待や互いのハラスメントの防止、生産性の向上など)

事業者は人権の擁護と共に、働きやすい職場環境づくりや人材育成の観点から指針を整備、定期的な委員会や研修(年10回)を通じ従業者に知識・技術を習得させ、悩み・苦勞を相談できる体制と権利擁護に取り組める環境を整備し、適切に実施するための担当者を選定、必要時は関係機関に情報提供を行います。また、ムダを減らし効率化に向けた業務改善活動に取り組み、質の高いサービス提供を目指します。希望者にはファイリング形状にて指針の閲覧や、重要事項等はウェブサイトに掲載・公表します。

11、身体拘束の適正化(不当な身体拘束をなくし、高齢者の尊厳を守るために)

利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行なってはならず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

12、苦情、相談(虐待・互いのハラスメント)、事業継続計画(感染・災害)、生産性向上などの対策の窓口

電話番号	046-262-7555
FAX番号	046-262-7555
担当者	戸村 千恵
その他	相談・苦情・虐待・互いのハラスメント等については担当者、管理者及び介護支援専門員が双方から聞き取り対応し記録します。不在の場合でも、対応したものが必ず「相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び介護支援専門員に引き継ぎます。

その他、お住まいの市、区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	月曜日～金曜日(年末・年始・祝日を除く)8:30～17:15

大和市介護保険課	所在地	大和市下鶴間1-1-1
	電話番号	046-260-5170
	対応時間	月曜日～金曜日(年末・年始・祝日を除く)8:30～17:00

瀬谷区高齢・障害支援課	瀬谷区高齢・障害支援課
	電話番号 045-367-5714 対応時間 月曜日～金曜日(年末・年始・祝日を除く)9時～17時

瀬谷区高齢・障害支援課	所在地	瀬谷区三ツ橋190
	電話番号	045-367-5714
	対応時間	月曜日～金曜日(年末・年始・祝日を除く)9時～17時